

平成23年度政府予算提言・要望書

平成22年 7月

岩手県知事 達 増 拓 也

目 次

| | |
|--|-----|
| 1. 地方財政自立改革の実現について..... | 1 |
| (内閣府・総務省・財務省) | |
| 2. デジタル・ディバイドの解消について..... | 3 |
| (総務省) | |
| 3. 貨物線路使用料制度（調整金制度）の見直しについて..... | 4 |
| (国土交通省) | |
| 4. 三陸鉄道への支援について..... | 5 |
| (総務省・国土交通省) | |
| 5. 「新しい公共」の実現に向けたNPO優遇税制の拡充について.. | 6 |
| (内閣府・総務省・財務省) | |
| 6. 北上川の清流化確保対策について..... | 7 |
| (総務省・経済産業省・国土交通省・環境省) | |
| 7. 陸中海岸国立公園の災害復旧について..... | 8 |
| (環境省) | |
| 8. 地域医療再生のための総合的な政策の確立及び取組に対する支援について . | 9 |
| (厚生労働省) | |
| 9. 基金を活用した取組に対する恒久的な措置について..... | 1 1 |
| (内閣府・厚生労働省) | |
| 10. 医師確保等人材の育成支援について..... | 1 3 |
| (総務省・文部科学省・厚生労働省) | |
| 11. 医師養成数の増加に向けての対応について..... | 1 5 |
| (総務省・文部科学省・厚生労働省) | |
| 12. 公立病院等の運営に対する地方財政措置の拡充等について.. | 1 6 |
| (総務省・厚生労働省) | |
| 13. 地域医療を支える私立大学に対する財政支援について... 1 7 | |
| (総務省・文部科学省・厚生労働省) | |
| 14. へき地医療の確保に必要な財政支援等の拡充について... 1 8 | |
| (厚生労働省) | |
| 15. 小児救急医療体制の確保・充実について..... | 1 9 |
| (厚生労働省) | |
| 16. 災害派遣医療制度の充実について..... | 2 0 |
| (厚生労働省) | |
| 17. 病院の建替えに係る国庫補助における条件緩和について.. 2 1 | |
| (総務省・厚生労働省) | |
| 18. 国立病院機構所管病院の整備拡充等について..... | 2 2 |
| (厚生労働省) | |
| 19. 医療費適正化計画の実績評価に伴う診療報酬の特例の設定について . 2 3 | |
| (厚生労働省) | |
| 20. 少子化対策の推進について..... | 2 4 |
| (総務省・厚生労働省) | |
| 21. 被災者生活再建支援制度の要件緩和について..... | 2 6 |
| (厚生労働省) | |

| | |
|---|----|
| 22. 障がい者の地域での生活を支援する施策の充実について... | 27 |
| (厚生労働省) | |
| 23. 重症心身障がい児（者）への在宅支援の充実について... | 29 |
| (厚生労働省) | |
| 24. 介護保険制度の円滑な運営のための制度改善等について.... | 30 |
| (総務省・厚生労働省) | |
| 25. 予防接種制度の充実について..... | 32 |
| (厚生労働省) | |
| 26. 新型インフルエンザ対策について..... | 33 |
| (総務省・厚生労働省) | |
| 27. 肝炎インターフェロン医療費助成制度の充実について.. | 34 |
| (厚生労働省) | |
| 28. 特定疾患対策について..... | 35 |
| (厚生労働省) | |
| 29. 国民健康保険制度の円滑な運営について..... | 36 |
| (厚生労働省) | |
| 30. 後期高齢者医療制度の安定した運営と 新たな高齢者医療制度への円滑な移行について..... | 37 |
| (厚生労働省) | |
| 31. 診療報酬の改定について..... | 39 |
| (厚生労働省) | |
| 32. 病院事業に係る地方財政措置拡充について..... | 40 |
| (総務省) | |
| 33. 北上新貨物駅の整備について..... | 41 |
| (国土交通省) | |
| 34. 岩手県沖合の海域における海洋研究フィールドの活用について. | 42 |
| (内閣官房・文部科学省・経済産業省) | |
| 35. 地方と中国の交流を促進するための環境の整備について... | 43 |
| (法務省・外務省) | |
| 36. 戸別所得補償制度の創設について..... | 44 |
| (農林水産省) | |
| 37. 農林水産業における「担い手育成」と「産地づくり」について.. | 46 |
| (農林水産省・林野庁・水産庁) | |
| 38. 農地・森林・水産基盤の整備及び保全について..... | 48 |
| (農林水産省・林野庁・水産庁) | |
| 39. 農林水産物に関するWTO及びEPA交渉について..... | 50 |
| (農林水産省・林野庁・水産庁) | |
| 40. 地方競馬の経営安定に向けた対策の拡充について.... | 52 |
| (総務省・農林水産省) | |
| 41. 道路整備事業の促進について..... | 53 |
| (財務省・国土交通省) | |
| 42. 防災施設整備事業の促進について..... | 55 |
| (財務省・国土交通省) | |
| 43. 重点港湾の選定と港湾・海岸整備事業の促進について.. | 56 |
| (財務省・国土交通省) | |

| | |
|---|----|
| 44. ダム建設事業の促進について..... | 57 |
| (財務省・国土交通省) | |
| 45. 名古屋圏との航空ネットワークの確保について... | 58 |
| (国土交通省) | |
| 46. 地方の社会資本整備を推進するための予算の確保について. | 59 |
| (財務省・国土交通省) | |
| 47. 浄化槽整備事業の推進について..... | 61 |
| (環境省) | |
| 48. 農業集落排水施設の災害復旧事業における補助の拡大について... | 62 |
| (農林水産省) | |
| 49. 「平泉の文化遺産」の世界遺産登録について..... | 63 |
| (外務省・文化庁) | |
| 50. 高校生を対象とした奨学金制度の拡充について..... | 64 |
| (文部科学省) | |
| 51. 新たな定数改善計画の策定について..... | 65 |
| (文部科学省) | |
| 52. 公立小中学校の地震補強事業における 財政支援制度の拡充について..... | 66 |
| (文部科学省) | |
| 53. 日本列島北部の文化に関する研究機関の設置について.... | 67 |
| (文化庁) | |

1. 地方財政自立改革の実現について

地方のことは地方自らの責任において自らが決定し、実行していただけるような地域主権型の行財政システムへの転換を図るため、地方税財政基盤の充実を基本とした、地方政府を確立させるための制度改革の実現を要望します。

1 地域主権の推進

国と地方の役割分担や、地方行財政制度の検討を更に進め、地方と協議しながら地域主権に向けた取組を着実に推進すること。

2 地方税財源の充実強化

(1) 地方税源の充実・強化

ア 国から地方への税源移譲

国から地方への税源移譲等により、地方税源を充実・強化すること。その際には、偏在性が少なく安定的な地方税体系を構築できるよう、地方消費税の充実を中心とすること。

イ 地方消費税の清算基準の見直し

地方消費税について、できるだけ人口に比例的な税収帰属が実現するよう、地方消費税清算金にかかる清算基準の見直しを行うこと。

ウ 地方税における非課税等特例措置の整理合理化

地方税における非課税等特例措置の更なる整理合理化を進めること。

(2) 地方一般財源総額の確保

地域主権の確立のためには、地方が自らの創意・工夫により、それぞれの実情にあった住民本位の施策を十分に展開できるだけの財源措置が不可欠であり、地方一般財源総額の充実を図ること。

また、地方財源不足の解消に当たっては、地方交付税法第6条の3第2項の規定に基づき国税5税の地方交付税法定率を引き上げること。

3 「一括交付金」の創設

(1) 地方が主体的な判断と責任のもとで施策を展開する財源の確保

地方の実情に応じ、地方の裁量権や自由度が真に確保され、県民の生活を守る施策を十分に実施するに足りる所要額を確保すること。

(2) 地域間の格差の是正に対応した的確な配分方法の確保

一括交付金の配分に当たっては、客観的で透明性の高いルールに基づき算定を行うとともに、人口規模による行政コスト差の反映や、条件不利地域など真に配慮が必要な団体に対応する仕組みを確保すること。

(3) 予見可能性の確保

地方が主体的な責任と判断のもとで、中長期的に安定した財政運営ができるよう、予見可能性の高い制度とすること。

2. デジタル・ディバイドの解消について

地域間の情報通信格差を解消し、国民が等しく情報化の恩恵を享受できる環境を実現するため、ブロードバンドや携帯電話などの情報通信基盤の整備及び利活用の推進を図られるよう要望します。

また、アナログ放送からデジタル放送へ完全移行する 2011 年の時点で、全ての住民が情報の地域間格差なく地上デジタル放送のメリットを享受できるよう、国として必要な対策を講じられるよう要望します。

1 通信事業者の設備投資を促進するための支援制度の創設及び拡充

通信事業者が投資に消極的な条件不利地域においても設備投資を促進するため、低利融資、税制優遇措置、債務保証などの支援制度の拡充を図るとともに、通信事業者を事業主体とする補助制度を創設すること。

2 市町村の維持管理運営費等に係る支援制度の創設

公設民営方式により情報通信基盤を整備した市町村の負担を軽減し、その安定的な運営を図るため、維持管理運営費や設備更新費について支援する制度を創設すること。

3 地上デジタル放送への完全移行に向けた受信側対策

「新たな難視地区」及び「デジタル化困難共聴施設」の対策について、住民に過重な負担とならないよう現行補助制度を拡充すること。

4 地上デジタル放送推進に係る地方財政措置予算枠の拡充

「辺地共聴施設整備事業」における過疎債、辺地債等起債制度に係る特別枠の新設など制度の拡充を図ること。

3. 貨物線路使用料制度（調整金制度）の見直しについて

並行在来線を走行するJR貨物が本来負担すべき経費が地方に転嫁されることのないよう、貨物線路使用料制度（調整金制度）が見直されるよう要望します。

1 既存の施設・設備の使用に伴う使用料の対象経費への算入

現行制度では、JR貨物を使用する土地やトンネル、橋梁等の既存の施設・設備の使用料が対象とされていないことから、この使用料について対象経費とするよう見直すこと。

2 施設・設備の固定資産税や資金調達コスト等の対象経費への算入

現行制度では、新たな設備投資に係る資本費（減価償却費相当額）は対象とされているものの、固定資産税や資金調達コスト、適正利潤等は対象とされていないことから、これら経費について対象経費とするよう見直すこと。

4. 三陸鉄道への支援について

住民の生活路線や地域振興の基盤として重要な役割を果たしている三陸鉄道に対し、安全運行を確保するとともに、将来に渡る持続的な運営を図るため、鉄道施設・車両の老朽化と運営費に対する支援を要望します。

1 鉄道施設・車両の老朽化に対する支援の拡充

鉄道施設・車両の老朽化に伴う改修等に対する補助について、関係予算の確保に特段の配慮を行うほか、補助対象に設備の機能更新や機能維持に係る事業を加えるなど支援の拡充を図ること。

2 運営費に対する支援の実施

地域公共交通維持のため、関係自治体が負担している三陸鉄道の運営費（鉄道施設・車両に係る修繕、維持管理や設備投資に係る費用）について、安定的な支援措置、財政措置を創設すること。

5. 「新しい公共」の実現に向けたNPO優遇税制の拡充について

人と人との支えあい、役に立ちあう「新しい公共」の実現に向けて、NPO法人が行う公益的な活動を資金面で支えることができるよう、寄附税制の見直しを要望します。

1 認定NPO法人の認定基準の見直し

認定NPO法人の認定要件の見直し及び認定手続の簡素化を行い、事業型NPO法人や設立から年数が浅いNPO法人の認定取得を可能とするなど、税制面でのNPO支援を強化すること。

2 認定NPO法人に対する寄附税制の拡充

新しい公共の担い手であるNPO法人に対し、寄附が増えるよう、寄附優遇税制の拡充を行い、NPO法人が活動しやすい環境を整えること。

6. 北上川の清流化確保対策について

旧松尾鉱山の坑廃水による北上川の水質汚濁防止対策は、関係5省庁の了解事項に基づき実施されてきたところでありますが、恒久的財源対策、3メートル坑の安全対策等の課題があることから、国の責任における措置を要望します。

1 旧松尾鉱山坑廃水処理による水質汚濁防止対策

北上川の清流化対策は、岩手県にとって最重要課題の一つであり、これまで国の補助を受けながら坑廃水の中和処理を行っているが、現行の国庫補助制度は法的根拠がない予算補助であり、国の財政事情に左右されない恒久的で安定した財政制度を確立すること。

また、それまでは現行の補助率3/4を維持し必要な予算を確保するとともに、県負担にかかる特別交付税措置を維持すること。

2 3メートル坑の安全対策

専門家による調査の結果、将来はいずれ崩壊し、坑廃水の漏出のおそれもあるとされた3メートル坑について、安全確保対策を国において早急に講ずること。

3 赤川の保全水路と直轄管理区間延伸

赤川の保全水路の対策に万全を期するとともに、北上川まで直轄管理区間を延伸し、国で一元的な管理を行うこと。

7. 陸中海岸国立公園の災害復旧について

平成 21 年 10 月 8 日～9 日に発生した台風 18 号により、陸中海岸国立公園の北山崎周辺（下閉伊郡田野畑村）において、自然公園施設に大きな被害を受けました。

この地域は、多くの利用客が訪れる北部陸中海岸国立公園の重要な拠点であり、早急な復旧が求められます。

去る、3 月 30 日には環境省東北地方環境事務所にて現地を調査していただいているところであり、県としても当面の措置として、今年度迂回路の建設を予定しているところです。

については、国において恒久的な対策としての災害復旧を実施するよう要望します。

被災した公園施設

1 北山崎園地

場 所：下閉伊郡田野畑村

主な被災：園地法面の崩落

2 北山崎幹線道路

場 所：下閉伊郡田野畑村

主な被災：自然遊歩道の崩落

土砂崩れによる自然遊歩道の埋没

8. 地域医療再生のための総合的な政策の確立 及び取組に対する支援について

今日、地域においては、保健医療サービスに対する需要の拡大や多様化、医療技術の高度化等を背景として、医師等の保健医療サービス従事者の育成、確保が求められていますが、病院勤務医師の不足が一層深刻化しており、まさに「地域医療崩壊」の危機的状況にあります。

このような中、医療提供体制の整備については、診療報酬配分の抜本の見直しによるべきとする議論もありますが、地方の病院における医師確保、救急・周産期医療の窮状は、経営に伴う収入の増加のみで短期間に解決できる状況にはなく、診療報酬と医療政策の両面から対策を講じる必要があります。

については、地域医療の再生のため、次のとおり要望します。

1 地域医療再生のための総合的な政策の確立

国民的合意に基づいた医療に係る基本理念・方針のもと、地方の意見も反映した総合的、体系的な「地域医療基本法（仮称）」を制定し、国・地方の役割分担や民間との連携を踏まえて、その実効性のある運用を実現すること。

具体的には、地域別、診療科別の医師偏在を解消するため、各都道府県・医療圏ごとに必要な病院勤務医師数を算出するガイドラインを策定し、臨床研修制度と一体化した運用等により医師不足地域における医師の病院勤務の義務付けを図るなど、医師の偏在を解消する施策を直ちに実行されたいこと。

2 地域医療再生の取組に対する支援

(1) 高度医療拠点施設の整備に対する財政支援措置の創設

周産期医療・小児医療・救急医療における高度医療拠点施設の整備に対する補助制度等財政支援措置を創設されたいこと。

(2) 基金事業の実施に係る運用の柔軟化

地域医療再生基金 50 億円（25 億円×2 圏域）を造成し、施策を実施するに当たっては、地域医療再生計画の対象圏域を中心として、全県を対象とした取組を追加できるように、柔軟な運用を認められたいこと。

9. 基金を活用した取組に対する恒久的な措置について

今日、地方が直面している人口減少・少子高齢化への的確な対応、安全・安心な暮らしの確保、地域社会を支える人材の育成などの重要な課題について、地方は、国の交付金により創設した基金を活用し、解決に向けた取組を推進しているところです。

しかしながら、基金の設置期間内ではこれらの課題を根本的に解決するのは困難であり、その終了後においても継続的な取組が求められるところですが、今後、地方の財源不足が過去最大の規模に拡大するものと見込まれるなか、その取組への影響が懸念されるところです。

また、基金を活用した取組を一層効果的に推進するためには、その運用について、地方の実情に応じた柔軟な対応が求められているところです。

ついては、地方が直面する課題の解決に向けた取組を一層推進するため、次のとおり要望します。

1 医療施設耐震化臨時特例基金

(1) 医療施設耐震化に係る財政支援制度の充実

耐震整備については、医療施設耐震化臨時特例基金の創設により拡充されたところであるが、医療施設の耐震化をさらに推進するため、恒久的かつ充実した制度を構築すること。

(2) 事業着工時期の柔軟な運用

当該基金による耐震化を行う医療施設には、地域医療再生計画と関連する施設もあることから、事業着工時期について、平成 23 年度以降も対象とできるようにするなど、柔軟な運用について配慮すること。

2 安心こども基金及び妊婦健康診査支援基金

子育て支援体制の一層の充実を図るため、安心こども基金及び妊婦健康診査支援基金により実施している保育所整備や妊婦健康診査公費負担の拡充などの助成事業を平成 23 年度以降も継続して行えるよう、恒久的な制度として、安定した財源の確保を図ること。

3 障害者自立支援対策臨時特例基金（福祉・介護人材の処遇改善事業）

平成 21 年度介護報酬改定による障がい福祉サービス事業従事者への処遇改善の調査結果を踏まえ、さらなる報酬改定や福祉・介護人材の処遇改善事業交付金制度の拡充など、障がい福祉サービス事業従事者全般に対する恒久的な処遇改善方策を講ずること。

4 介護基盤緊急整備等臨時特例基金

介護基盤緊急整備特別対策事業により、介護基盤整備に対する配分基礎単価の上げが行われたところであるが、特別養護老人ホーム待機者が多数存在する状況を踏まえ、第 5 期計画期間以降においても、基盤整備に対する助成の拡充を継続すること。

5 介護職員処遇改善等臨時特例基金

平成 21 年度介護報酬改定による介護従事者への処遇改善の調査結果等を踏まえ、さらなる報酬改定や介護職員処遇改善交付金制度の拡充など、介護従事者全般に対する恒久的な処遇改善方策を講ずること。

6 自殺対策緊急強化基金

自殺対策は、継続的、総合的な取組が重要であることから、平成 23 年度までの「地域自殺対策緊急強化事業」終了後においても、恒久的かつ十分な財政措置を講ずること。

10. 医師確保等人材の育成支援について

保健医療サービスに対する需要の拡大や多様化、医療技術の高度化、更には、介護保険制度の導入を背景として、医師、看護師等の保健医療サービス従事者の育成、確保が求められている中で、本年度の診療報酬改定は、救急、産科、小児、外科等の医療再建や病院勤務医の負担軽減に一定の配慮がされたものとなっておりますが、地方の病院における医師確保、救急・周産期医療の窮状は、経営に伴う収入の増加のみで解決できる状況ではなく、診療報酬と医療政策の両面から総合的に対策を講じる必要があります。

このようなことから、保健医療サービス提供の根幹を担う人材の育成支援のため、次のとおり要望します。

1 「新医師確保総合対策」等に係る大学医学部の養成数増の恒久化

地域の医療を確保するため、平成18年8月の「新医師確保総合対策」、平成19年5月の「緊急医師確保対策」及び21年7月の「地域の医師確保の観点からの定員増」に係る大学医学部における医師養成数の増を恒久的な措置とすること。

2 地域で設定する奨学金制度に対する財政支援の拡充

本県唯一の医育機関であり、かつ私立大学である岩手医科大学に創設した「地域枠」（県出身者の入試選抜枠）については、国公立大学並みの学費負担で修学できる奨学金を設定するなど、多額の財政負担が生じていることから、地域で設定する奨学金制度に対する財政支援を更に拡充すること。

3 特定診療科の医師不足の解消

診療科別の医師の不足数を明らかにし、その必要数を踏まえて、特に

深刻な状況にある産婦人科・小児科等の特定診療科の医師不足を解消する施策を充実させること。

4 総合医の制度化及び養成

地域医療を担う医師を育成する観点から、総合医の制度化及び養成について必要な措置を講じること。

5 臨床教育等における指導医の評価の充実

医師臨床研修の質の向上を図る観点から、診療報酬の加算など臨床教育等における指導医の評価を充実すること。

6 女性医師の離職防止や就業支援制度に対する財政支援の拡充

女性医師の離職防止や就業支援を図る観点から、院内保育の夜間延長に要する経費等に対して更なる支援の拡充を行うこと。

7 へき地医療に配慮した診療報酬の評価

へき地医療に配慮した診療報酬の評価を行うこと。

8 民間立看護師等養成所に対する運営費補助及び民間立病院が行う院内保育施設に対する補助の拡充

民間立看護師等養成所に対する運営費補助及び民間立病院が行う院内保育施設に対する補助を拡充すること。

9 医療従事者に係る国家試験合格発表の早期化

医師、看護師等の医療従事者に係る国家試験の新規合格者が、4月1日から医療従事者として臨床研修等の医療に従事することができるよう、合格発表の時期を早めること。

10 国における看護教員養成講習会の開催

平成21年度をもって廃止された旧厚生労働省看護研修研究センターにおける「看護教員養成講習会」（看護師・保健師・助産師養成所教員専攻及び幹部看護教員養成課程）を国の責任において実施すること。

1 1. 医師養成数の増加に向けての対応について

今日、地域においては、保健医療サービスに対する需要の拡大や多様化、医療技術の高度化等を背景として、医師等の保健医療サービス従事者の育成、確保が求められていますが、医師不足が一層深刻化しており、まさに「地域医療崩壊」の危機的状況にあります。ついては、地域医療の確保・再生のため、次のとおり要望します。

1 医学部入学定員の「ブロック枠」の創設

東北大学医学部をはじめとする各地方の中核的な大学の医学部は、本県をはじめ、特に医師不足が深刻とされる地方全域における地域医療の確保等に重要な役割を果たしていますが、その一方で首都圏等から進学する学生も多く、地元出身の学生が十分進学できていない実態があることから、将来にわたり、地域の医療を支え、主導的な役割を担う人材を安定的に確保していくために、これらの大学医学部の入学定員の一定数を地方出身者の中から選抜する、「ブロック枠」の創設に向け、検討を進めること。

2 医学部入学定員の増加に係る医育機関のスタッフ等の充実

医師養成数の増加に当たっては、長期的な視点で取り組まれるとともに、医育機関のスタッフ及び設備の充実についても十分に配慮すること。

12. 公立病院等の運営に対する地方財政措置の拡充等 について

公立病院等は、採算の面から民間による提供が困難な救急医療、へき地医療を担うなど、地域医療の確保に重要な役割を果たしておりますが、医師不足等により、その経営環境は厳しさを増しております。つきましては、公立病院等の運営に対する地方財政措置の更なる拡充等を図り、地域に必要な医療が継続して確保されるよう、次のとおり要望します。

1 公立病院等の運営に配慮した地方財政措置の拡充

公立病院等の運営に配慮し、更なる地方財政措置の拡充を行うこと。

2 公立病院等の運営に配慮した診療報酬の改正

平成 22 年度診療報酬改定においては、プラス改定とするとともに地域の中核病院等が担っている救急医療などを評価することとされたところであるが、公立病院等の運営について更なる評価の充実をすること。

1 3. 地域医療を支える私立大学に対する財政支援について

岩手医科大学は、いわゆる「1県1医大」構想の下、岩手県唯一の医育機関、医学研究機関としての役割の他、本県の地域医療を支える中核的医療機関、医師の養成・派遣機関等として重要な機能を担っているところであることから、次のとおり要望します。

地域医療を支える私立大学に対する財政支援

私立大学であっても他の国公立大学と同様に、当該地域の医療の確保等に関し、重要かつ欠くことのできない機能を果たしている大学医学部に対して、国からの財政支援の充実を図ること。

1 4. へき地医療の確保に必要な財政支援等の拡充について

病院勤務医の減少など、地域における医師不足は一層深刻化し、「地域医療崩壊」の危機的な状況にあって、本年度の診療報酬改定においては、救急、産科、小児科等の医療再建や病院勤務医の負担軽減に一定の配慮がされたものとなっておりますが、地方の病院における医療の確保は、診療報酬と医療政策の両面から総合的に対策を講じる必要があります。

こうした中で、本県はいわゆる無医地区をはじめ、医師の充足率が極めて低い過疎地域を多く抱えており、へき地医療対策については、さらに積極的に取り組む必要があると考えているところであり、必要な財政支援等の拡充について、次のとおり要望します。

1 へき地医療に配慮した診療報酬の評価

へき地医療に配慮した診療報酬の評価を行うこと。

2 国民健康保険診療施設に対する施設整備等に対する助成の拡充

へき地医療の確保に重要な役割を果たしている国民健康保険診療施設に対する施設整備及び運営費に対する助成事業の拡充強化を図ること。

15. 小児救急医療体制の確保・充実について

今日、地域においては、保健医療サービスに対する需要の拡大や多様化、医療技術の高度化等を背景として、医師等の保健医療サービス従事者の育成、確保が求められていますが、病院勤務医師の不足が一層深刻化しており、まさに「地域医療崩壊」の危機的状況にあります。

特に、へき地等において医師過少等の理由により一般の救急医療の確保にも苦慮している圏域においては、小児救急医療体制の構築が急務となっております。

本年度の診療報酬改定においては、救急、産科、小児科等の医療再建や病院勤務医の負担軽減に配慮されたものとなっておりますが、地方の病院における医師確保、救急・周産期医療の窮状は、経営に伴う収入の増加のみで解決できる状況にはなく、診療報酬と医療政策の両面から総合的に対策を講じる必要があります。

については、医師不足地域における小児救急医療体制の確保・充実が図られるよう、次のとおり要望します。

1 小児救急医療への対応等に対する財政支援

医師不足地域における小児救急医療への対応等に対する財政支援の更なる拡充を図ること。

2 小児救急電話相談事業費補助の拡充

看護師又は保健師のみの体制による小児救急電話相談事業を補助の対象とすること。

16. 災害派遣医療制度の充実について

大規模災害等の発生時に各都道府県が相互に連携し、迅速かつ的確な医療救護活動を実施するため、災害派遣医療チーム（DMAT）の運用について次のとおり要望します。

DMAT の派遣に要する経費や装備に対する財政措置の拡充

DMAT の派遣に要する経費の国庫補助について、災害救助法が適用されない場合の対象経費を同法が適用される場合と同等に拡充すること。

また、装備機器の高度化等に対して十分な財政措置を講ずること。

17. 病院の建替えに係る国庫補助における条件緩和について

民間病院等が建替えのため国庫補助事業を導入しようとする場合、いわゆる病床過剰地域においては、当該病院の病床数を10%以上削減することが補助の条件となっており、病院経営としては減収となること。

また、地域移行できない精神病患者等の受け皿として病床を削減することが困難な地域もあることなどから、次のとおり要望します。

国庫補助要件の緩和

医療資源の安定的確保の観点から、地域における医療提供施設の適切な整備促進を図り、交付条件として既存病床の削減を求める国庫補助制度の見直しを図ること。

18. 国立病院機構所管病院の整備拡充等について

国立病院機構所管病院は、高度医療及び特殊医療を担当する病院として、地域医療の確保、医療水準及び公衆衛生の向上に大きく寄与したところではありますが、近年これらの医療需要が高度化、多様化する傾向にあることから、これまで以上にその果たす役割が増大しているところです。県内4か所の国立病院機構所管病院について、高度医療又は難病、小児救急等、専門医療を担う政策的医療施設として整備を進めるとともに、医師、看護師等医療従事者の確保を図り、機能の一層の充実強化について、特段の御配慮をお願いします。また、平成19年3月をもって廃止された岩手労災病院の後医療について、後継医療機関においては、脊髄損傷患者など労災患者等に対する必要な医療提供体制が十分に確保されていない状況にあることから、こうした医療提供体制の確保について特段の御配慮をお願いします。

1 国立病院機構所管病院の医療提供体制の確保

県内4箇所の国立病院機構所管病院においては、高度医療又は難病、重症心身障害児医療、小児救急等、専門医療を担う政策的医療施設として整備を進めるとともに、医師、看護師等医療従事者の確保を図り、機能の一層の充実強化をすること。

2 岩手労災病院廃止後に開設された後継医療機関における医療提供体制の確保

労災病院の再編計画に則り、岩手労災病院廃止後に開設された後継医療機関においても、引き続き脊髄損傷患者等の労災患者に対する必要な医療提供体制が確保されるよう配慮すること。

19. 医療費適正化計画の実績評価に伴う診療報酬の特例の設定について

高齢者の医療の確保に関する法律に基づく全国医療費適正化計画における目標の未達成等を理由に、国は、都道府県と協議の上、適切な医療を効率的に提供する観点から合理的であると認められる範囲で、都道府県の診療報酬の特例を設定することができるかとされていますが、他の都道府県区域内より低い診療報酬の評価とした場合、地域の医療提供体制において大きな役割を担っている公的医療機関を中心に、その経営上、与える影響が大きいことから、次のとおり要望します。

医療費適正化計画の実績評価の取り扱い

目標の未達成を理由に、診療報酬の算定基準において他の地域より低い評価を行わないこと。

20. 少子化対策の推進について

少子化対策は、市町村が地域住民や関係機関・団体等と連携して取り組む必要があることから、地域の子育て環境づくりへの支援策を一層充実強化するよう、次のとおり要望します。

1 国と地方の役割分担を明確にした子ども手当制度の実現

子ども手当のような全国一律の現金給付については、国が担うべきであることから、児童手当を廃止し、新しい制度として国の全額負担による「子ども手当」とすること。

2 安心して生み、育てられる医療体制の確保・充実

産婦人科医師・小児科医師の養成確保に向けた実効性のある施策により、医師の地域偏在の解消を図ること。

3 周産期母子医療センターの運営に関する財政支援制度の拡充等

総合周産期母子医療センター及び地域周産期母子医療センターの運営に対する財政的支援について更なる拡充を行うこと。

4 遠隔妊婦健診システム等の運営にかかる市町村への財政支援制度の創設

産科医師のいない遠野市において、「健やかな妊娠・出産等サポート事業」の活用により、産科医師と連携した助産師による遠隔妊婦健診を全国に先駆けてモデル的に実施し、妊婦の通院の負担軽減や健康管理に成果を挙げているところである。

このモデル事業の成果を踏まえ、産科医師のいない地域でも、安心して子どもを生み育てられる環境を整備していくため、産科医師と連携した助産師による遠隔妊婦健診等に取り組む市町村への財政支援制度を創設すること。

5 安心こども基金及び妊婦健康診査支援基金による助成事業の恒久的な制度化

子育て支援体制の一層の充実を図るため、安心こども基金及び妊婦健康診査支援基金により実施している保育所整備や妊婦健康診査公費負担の拡充などの助成事業を平成23年度以降も継続して行えるよう、恒久的な制度として、安定した財源の確保を図ること。

6 保育サービスの一層の充実に向けた財政支援制度等の拡充

- (1) 小規模な病児・病後児保育施設に対する助成制度の一層の拡充を図ること。
- (2) 保育所利用者に係る徴収金基準額を引き下げること。
- (3) 保育所における低年齢児の保育士配置基準などを見直すこと。

7 児童家庭相談機能の充実のための財政支援の拡充

町村における児童家庭相談の機能を充実し、児童虐待防止につなげるため、専任職員を配置できるよう財政支援を拡充すること。

8 放課後児童クラブに対する財政支援の拡充

放課後児童クラブ設置促進のための支援を充実すること。
また、障がい児を受け入れるクラブに対しては、適切な数の指導員の確保が可能となるよう加算額の増額を図ること。

9 仕事と家庭生活の調和に取り組む中小企業への支援策の拡充

子育てにやさしい職場環境づくりを推進するため、一般事業主行動計画を策定して短時間勤務や有給休暇取得促進など、仕事と家庭生活の調和に主体的に取り組む中小企業に対し、支援策の一層の拡充を図ること。

10 乳幼児に係る医療費の一部負担金の軽減

国の少子高齢化対策の重要な施策として、乳幼児に係る医療費の一部負担金の更なる軽減措置を講ずること。

11 療養給付費等負担金等の減額調整の廃止

地方単独事業により一部負担金を医療機関の窓口で軽減する場合の国民健康保険療養給付費等負担金等の減額調整を廃止すること。

2 1. 被災者生活再建支援制度の要件緩和について

同一災害で被災しても、居住する市町村又は都道府県の全壊世帯数等によっては支援の対象とならないため、被災者間に不均衡が生じていることから、次のとおり要望します。

被災者生活再建支援制度の要件緩和

同一災害における支援の不均衡を是正するため、現行制度で対象となる自然災害が発生した場合には、全ての被災区域に適用するよう、適用要件の緩和を行うこと。

2 2. 障がい者の地域での生活を支援する施策の充実について

障がい者が地域で安心した生活を送れるよう、地域生活を支えるうえで必要となる事業が安定的に運営されるための財源措置を講ずるとともに、利用者負担について、引き続き低所得者以外のサービス利用者へも十分な軽減策等が図られるよう、特段の配慮を要望します。

1 「地域生活支援事業」に係る十分な財政措置

障がい者の社会参加や日常生活を支援する「地域生活支援事業」について、市町村事業の実施に際して必要な予算が確保されるよう十分な財政措置を講ずること。

2 低所得者以外の者に対する利用者負担の軽減措置

障害者自立支援法に基づくサービスを利用した者の負担について、低所得者以外の者についても更なる軽減措置が図られるよう、引き続き配慮すること。

3 障害者自立支援法上の手続きの簡素化

国において講じている利用者負担の軽減策について、手続きが煩雑であることから、障がい者がサービスを利用しやすいよう手続きの簡素化を図ること。

4 障害者自立支援法に代わる新たな法制度の十分な周知

障害者自立支援法に代わる新たな法制度の制定に当たっては、障がい当事者の意見を反映し、また、十分な説明を行うとともに、その施行に

当たっては、障がい当事者が混乱することのないよう、国の責任において十分な周知を行うこと。

5 精神障がい者に係る相談員制度の創設

精神障がい者に係る相談員について、知的障害者相談員と同様、保護者が相談員となる制度を創設すること。

6 精神障害者保健福祉手帳所持者に対する優遇措置の拡充

精神障害者保健福祉手帳の所持者について、他の障がいの手帳所持者と同様の運賃割引の優遇措置が受けられるよう、国において、大手バス会社やJR各社に対して要請すること。

7 障害基礎年金の額の引上げ

障がい者が地域で自立した生活を営むことができるよう、障害基礎年金の額の引上げを行うこと。

23. 重症心身障がい児（者）への在宅支援の充実について

医療的ケアを必要とする重症心身障がい児（者）が、住み慣れた地域で安心して生活が過ごせるよう、在宅支援を充実するために、次のとおり要望します。

1 重症心身障がい児等に対する在宅サービスの制限の緩和

在宅の重症心身障がい児等に対する訪問看護などの利用回数について、適正な支給量が確保できるよう関係法令による一定の制限を緩和し、そのための十分な財政措置を講ずること。

2 障がい福祉サービス報酬単価の引き上げ

在宅の医療ケアを必要とする重症心身障がい児等のショートステイに対応できる受入施設（医療機関）の拡大のため、障がい福祉サービス報酬単価を入院時の診療報酬単価相当額に引き上げること。

3 パルスオキシメーターのセンサーの日常生活用具給付品目への追加

重症心身障がい児（者）が呼吸管理のために使用しているパルスオキシメーターのセンサーは、消耗品であっても高額であるため、利用者の経済的負担を軽減するために、日常生活用具給付品目に追加すること。

4 介助者による医療的ケアの実施

日常生活の中で保護者が行っている程度の経管栄養、浣腸等の医療的ケアをホームヘルパーなどの介助者も行えるよう、国において有識者による検討に着手すること。

2 4. 介護保険制度の円滑な運営のための制度改善等について

県民が介護に不安を持たず、安心して老後を送るためには、介護保険制度の円滑かつ安定的な運営と適切なサービスの供給を図ることが重要であることから、保険者である市町村、利用者及び事業者が介護保険制度に適切に対応できるよう、次のとおり要望します。

1 介護サービス基盤の整備の推進

介護基盤緊急整備特別対策事業により、介護基盤整備に対する配分基礎単価の引上げが行われたところであるが、特別養護老人ホーム待機者が多数存在する状況を踏まえ、第5期計画期間以降においても、基盤整備に対する助成の拡充を継続すること。

2 介護サービスの利用促進と低所得者対策の充実

誰もが必要な介護サービスを必要に応じて適切に利用できるよう、保険料や利用者負担の軽減など、低所得者対策を拡充すること。

特に、認知症グループホームに入所中の利用者については、特定入所者介護サービス費や社会福祉法人等による利用者負担額軽減制度の対象となっていないことから、利用者負担の軽減策を講ずること。

また、小規模多機能型居宅介護を有効に活用するため、利用者が少ない場合には、登録者以外の利用を認めるなど、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」を緩和すること。

3 介護人材の確保及び育成

平成21年度介護報酬改定による介護従事者への待遇改善の反映結果等を踏まえ、さらなる報酬改定や介護職員処遇改善交付金制度の拡充など、介護従事者全般に対する恒久的な処遇改善方策を講ずること。

また、高齢者の増加に伴い、介護サービス拠点等の整備と合わせて、

介護人材の確保及び育成が重要な課題であり、介護雇用プログラム事業の継続実施や新規事業の創設など人材の確保及び育成に対する支援策を講ずること。

4 療養病床再編に係る的確な対応策の確立

療養病床の再編成にあたっては、誰もが必要な介護や医療を受けることのできるような配慮のもと、関係者の意見を十分に踏まえながら、的確な対応策を早急に確立すること。

5 地方や被保険者の財政負担の軽減

報酬改定や基盤整備の促進、療養病床の再編成等に伴い、介護給付費全体が増大し、地方公共団体の介護保険財政を圧迫することが懸念されるため、公費負担割合の見直しの検討や財政調整のための交付金制度の創設など、地方公共団体や被保険者の負担が過大にならないよう支援策を講ずること。

6 安心感のある要介護認定方法の確立

平成 21 年度の要介護認定見直しの経過等を踏まえ、今後とも、利用者や有識者等の意見を聞きながら、被保険者が安心できる、要介護者の実態に即した要介護認定制度を確立すること。

7 介護サービス情報公表制度の改善

介護サービス情報の公表について、高齢者やその家族が利用しやすい公表形式に改め、事業者を選択する際に参考として理解しやすい情報内容への見直しを行うとともに、事業者の負担も考慮した効果的、効率的な制度となるよう改善すること。

8 地域包括支援センター職員等研修事業への財政措置

事業仕分けにより本年度から地方移管とされた地域包括支援センター職員等研修事業については、県単独事業として実施しているが、国庫補助の廃止に伴う交付税措置等の所要の財政措置を講ずること。

25. 予防接種制度の充実について

現在、厚生科学審議会感染症分科会予防接種部会において、予防接種制度の見直しについて検討が進められているところですが、法定接種の対象となっていない肺炎球菌ワクチン、ヒブワクチン、子宮頸がんワクチンなどについても、重篤な感染症やがんの予防に一定の効果があり、将来的な医療費の削減にも貢献することが期待されることから、予防接種制度の更なる充実のため、次のとおり要望します。

予防接種制度の充実

任意接種として本人（保護者）の判断により接種が行なわれている肺炎球菌ワクチン、ヒブワクチンなどについて、社会的有用性を早急に評価したうえで法定接種に位置付け、国の責任において予防接種を実施すること。

また、子宮頸がんワクチンについても、がん予防の観点から予防接種制度への位置付けについて、検討されたいこと。

26. 新型インフルエンザ対策について

今般発生した新型インフルエンザ(A/H1N1)の病原性が強まった場合や、新たに強い病原性を持つ新型インフルエンザが発生した場合に備えるとともに、医療物資の確保対策の充実と有効活用を図るため、次のとおり要望します。

1 対策の実効性を高めるための法的根拠の整備等

発熱外来の設置や医療機関・医療従事者の確保・補償、集会等の自粛要請、長期間にわたる交通遮断、要援護者への食料等の配布など、地方自治体が行う対策の法的根拠が不明確な現状を踏まえ、その実効性を高めるため、各種法令の整備を進めるとともに、関係する地方自治体の長に当該対策の実行に係る権限を付与すること。

2 地方自治体等が実施する対策への財政支援

新型インフルエンザ対策は、国家的な危機管理の問題であることから、地方自治体や医療機関が行う新型インフルエンザ対策に要する費用についても、国の責任として十分な財政措置を講じること。

3 医療物資の確保対策の充実と有効活用

今回のワクチン接種事業に係る対応を教訓に、国内での生産体制の強化などワクチン確保対策の充実を図るとともに、医療機関における経済的リスクを回避するための対策を検討すること。

また、パンデミック時以外に放出が認められていない備蓄用の抗インフルエンザウイルス薬については、使用期限の延長等、その有効活用策を検討すること。

27. 肝炎インターフェロン医療費助成制度の充実について

ウイルス性肝炎患者のインターフェロン治療に係る医療費助成制度については、平成22年4月から自己負担限度額の引き下げがなされたところですが、更なる制度の充実を図るため、次のとおり要望します。

肝炎インターフェロン医療費助成制度の充実

インターフェロン医療費助成の対象として「少量長期投与療法」を追加するとともに、それに伴い助成期間を延長すること。

28. 特定疾患対策等について

特定疾患など難治性の疾患に関する対策は、国の責任において総合的・体系的な対策が推進されるよう、次のとおり要望します。

1 特定疾患対策の法制化

特定疾患対策を法制化し、総合的、体系的な施策の充実強化を図ること。

2 特定疾患治療研究事業における超過負担の解消

法律に基づき財源措置の充実強化を図り、都道府県の超過負担を解消すること。

3 特定疾患治療研究事業における認定基準の見直し等

真に治療が必要な患者が適切に認定されるよう、疾病の性質、医療技術の進歩に応じた認定基準の明確化や見直しを行うこと。

4 治療研究の一層の推進

(1) 難治性疾患克服研究事業については、必要な予算を引き続き確保し、治療研究の一層の充実・推進を図ること。

(2) 線維筋痛症に関する研究については、必要な予算を引き続き確保し、発生要因の解明や治療方法、診断基準等についての研究を一層充実・推進すること。

29. 国民健康保険制度の円滑な運営について

雇用経済情勢の悪化や後期高齢者医療制度の実施に伴う国保税の収納率の低下等により、国保保険者における財政運営がさらに厳しくなっておりますことから、国民健康保険制度の円滑な運営が図られるよう、財政支援の更なる拡充を講じられますよう、次のとおり要望します。

1 地方公共団体や被保険者の負担軽減

診療報酬の改定等による医療費や後期高齢者支援金の増加に伴い、地方公共団体の財政負担や被保険者の国保税負担が増加し、国保財政や被保険者の家計を圧迫している状況にあることから、国の公費負担割合を拡大し、負担軽減を図ること。

2 国保税収納対策の充実強化

雇用情勢の悪化や後期高齢者医療制度の施行に伴い、国保税の収納率が低下しており、一層の収納対策の充実を図る必要があることから、平成17年2月に国が示した収納対策緊急プランに基づく、市町村の対策に要する経費について、国の特別調整交付金による支援措置を拡充すること。

3 国民健康保険財政調整交付金の減額措置の廃止

収納率が低い場合における国民健康保険財政調整交付金の減額措置については、広域化等支援方針の策定にかかわらず廃止すること。

30. 後期高齢者医療制度の安定した運営と新たな 高齢者医療制度への円滑な移行について

後期高齢者医療制度については、平成24年度末をもって廃止されることとされていますが、制度が廃止されるまでの間においても、制度を安定的に運営する必要がありますことから、引き続き、十分な国の財政措置が行われますよう、次のとおり要望します。

また、新たな高齢者医療制度の検討が進められていますが、新制度へ円滑に移行し、かつ、移行後の制度の安定的な運営を図る観点から、新制度の構築にあたっては、地方の意見を反映するとともに、国による制度の周知や必要な財源の措置などについて次のとおり要望します。

1 後期高齢者医療制度の安定した運営

後期高齢者医療制度について、安定した運営が図られるよう、制度運営に伴う都道府県及び市町村の負担分に対する国の財政支援措置を確実かつ継続的に講じること。

2 新たな高齢者医療制度への円滑な移行

- (1) 新制度の構築に際しては、地方の意見を反映させること。
- (2) 新制度の導入にあたっては、被保険者に混乱が生じないよう、国の責任において、十分な周知を図ること。
- (3) 新制度への移行によって生じる財政負担については、地方に負担を転嫁することなく、国において、必要な財源を確保すること。
- (4) 新制度移行への準備について、十分な準備期間を確保するとともに、システムの改修にあたっては、国の責任において、全額措置すること。

- (5) 新制度への移行にあたっては、被保険者が複数の年金を受給している場合、最も金額が大きい年金から特別徴収できるようにすること等、現行制度の課題について改善すること。
- (6) 新制度への移行にあたっては、特定健康診査・特定保健指導について、地域保健と職域保健が連携して実施率の向上に取り組めるよう、国がインセンティブとして設定している後期高齢者支援金の加算・減算措置の見直しを行うこと。

3 1. 診療報酬の改定について

- 1 本年4月に行われた診療報酬改定では、10年ぶりにプラス改定したことは一定の評価ができる。しかし、公立病院が厳しい経営環境になりながら、住民のニーズに対応した適切な医療を提供するとともに、総合的医療機能を基盤に、へき地医療、高度・特殊・先駆的医療及び救急医療に対応している状況への評価が十分とは言い難い状況であり、こうした実情を十分考慮するよう要望します。
- 2 県北、沿岸地域の医師確保のため、医師が一定期間、医師不足が顕著な地域の医療に従事することを義務化するなどの制度を構築するとともに、本県のように医師不足地域に勤務する医師に手当等加算している場合への財政支援や診療報酬上の加算措置等を要望します。
- 3 高い医療機能を要求される公立病院において、入院基本料における看護師の評価を高め、医師、看護師、薬剤師、臨床検査技師、栄養士、MSW等によるチーム医療の実践を評価し、実態に即した入院基本料の増額がなされるよう要望します。

3 2. 病院事業に係る地方財政措置拡充について

本県の県立病院事業は、高度医療、精神科等の特殊医療、不採算地区医療などの分野を広く担当しており、診療報酬の増額によってもなお不足する額が見込まれることから、地域に必要な医療が継続して確保されるよう、公立病院の運営に対する地方財政措置の拡充を要望します。

また、医師の確保・定着に向けた勤務環境の改善や住民が安心できる医療提供体制の整備を重点的に進める必要があること、医療のIT化の要請に応え、電子カルテ化や地域連携パスへの対応等を進める必要があることから、こうした経費について適切な財政措置を講じられるよう要望します。

特にも、平成 21 年度から医師の勤務環境改善のため医師確保対策について地方財政措置が拡充されましたが、県北沿岸地域など医師確保が困難な地域での地域特性に応じた手当の創設等について、各県の実情に応じた取組が可能となるような制度の運用を要望します。

3.3. 北上新貨物駅の整備について

岩手県南部エリアの物流インフラ強化により、ものづくり産業の一層の集積とモーダルシフト促進によるCO₂排出量削減に貢献するため、北上市に新たな貨物駅を整備するにあたり、国の現行の補助制度の拡充または新たな制度を創設されるよう要望します。

1 モーダルシフト促進のモデル事業

全国でモーダルシフトを促進するには、地方の鉄道輸送拠点の整備に重点を置く必要があり、現行の国庫補助制度（補助率）の拡充または新たな制度を創設し、北上新貨物駅をモデル事業として位置付けること。

2 環境負荷の軽減に着目した支援

鉄道輸送は、営業用トラック輸送に比してCO₂排出量が1／8とされており、環境負荷の軽減の観点からも、積極的に上記支援制度を検討すること。

3 4. 岩手県沖合の海域における海洋研究フィールドの活用について

本県は、平成19年に施行された「海洋基本法」に基づき、全国に先駆けて、平成21年12月に「いわて三陸海洋産業振興指針」を策定しました。

この指針では、本県海洋産業の振興を図るため、本県沖合の海域における海洋研究フィールドとしての優位性を生かし、国際的な研究拠点の形成を目指して戦略的に取り組むこととしていることから、こうした取り組みに際し、次のとおり要望します。

1 海洋資源の調査及び探査の実施

本県の沖合海域における海洋資源の調査及び探査の実施、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構及び独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構における海洋資源の利活用に係る研究、あるいは関連事業を実施すること。

2 海洋研究関連の共同プロジェクトの実施

本県の沖合海域の研究フィールドとしての優位性や海洋研究機関ネットワークは、本県産業振興のみならず、我が国の海洋研究において大きく貢献することが期待できることから、深海生物などの海洋研究の分野に関し、独立行政法人海洋研究開発機構と本県海洋研究機関との共同プロジェクトなどを実施すること。

35. 地方と中国の交流を促進するための環境の整備について

上海万国博覧会への本県の出展等を契機に、特に中国の経済人の間で、本県への直接投資やビジネスについての関心が急速に高まってきております。

経済のグローバル化が今後ますます進展する中で、地方が自らの発想で独自のネットワークを駆使し、直接、海外との経済交流を推進することは、地方経済のみならず日本全体の経済活性化につながるものと考えております。

こうしたことから、本県では、中国等との経済的・人的交流を頻繁に行い、県内企業との商取引を活発化させるとともに、中国をはじめとする海外の優良企業を主体的・積極的に誘致し、地域産業の振興及び雇用の促進等を図っていきたいと考えております。

つきましては、中国の経済人等が本県に来やすく、かつ滞在しやすい環境を整備する必要がありますので、例えば、数次有効の日本入国査証の申請要件の緩和など、中国国籍者が日本入国査証を申請する際の手続きの簡素化等を要望します。

36. 戸別所得補償制度の創設について

岩手県においては、食料自給率の向上に向け、引き続き、我が国の「食料供給基地」としての責務を果たしていくこととしています。

このためには、意欲ある農業者が安定した農業経営を展開できる環境の整備が不可欠であり、23年度に本格実施が予定されている戸別所得補償制度に対し、一定の所得を補償するセーフティネットとして、大きな期待をもっているところです。

つきましては、戸別所得補償制度が、地域の特性に応じて実効ある制度として創設され、意欲ある多様な農業者が将来展望をもって継続的に営農に取り組むことができるよう要望します。

1 制度の具体的内容の早期提示

対象品目、実施時期、補償水準など、制度の具体的な内容について早期に提示し、農業者や関係機関等への周知期間を十分に確保すること。

2 財源の確保と制度の恒久化

制度を円滑に進めるための安定した財源を確保するとともに、法制化を含めて検討するなど、恒久的な制度とすること。

3 地域の特色ある産地づくりや特徴的な営農活動に配慮した制度設計

戸別所得補償制度は、土地利用型作物への所得補償や水田を活用した地域の特色ある産地づくりに対する支援措置、さらには意欲ある多様な農業者の経営努力等の取組に対する加算措置とすること。

- (1) 土地利用型作物に対する所得補償の対象品目には、米のほか、水田作や畑作の麦、大豆等に加え、地域の条件に即して産地化されている雑穀も対象とすること。
- (2) 水田での麦、大豆や、地域が振興する作物の生産に対する直接支払いの単価設定は、それぞれの地域の立地や気象条件などの特性を生かした適地適作を基本とする観点から、全国一律の単価設定に加え、地域の裁量によって弾力的な運用が図られる仕組みとすること。

- (3) 地域や農業者自らが行う経営努力、環境保全等の取組に対し、地域の裁量によって加算できる仕組みとすること。
- ① 地域水田農業ビジョンで定める地域振興作物の作付けによる、地域の特色ある産地づくりの仕組み
 - ② 転作作物の団地化や適切な輪作による農地の効率的・合理的な利用、農地集積等による経営規模の拡大など、集落営農組織等がより高度な経営を目指すための取組
 - ③ 農業・農村が持つ多面的機能の維持・増進を図るための、環境保全に配慮した農業生産活動の取組

4 制度の実効性を高める農業・農村の基盤づくりの推進

戸別所得補償制度とともに、生産コストの低減や転作作物の生産拡大、次代を見据えた地域づくり・ひとづくりの契機となる水田の整備、並びに農業用水の安定確保に向けた農業水利施設の計画的な更新整備など、農業・農村の基盤づくりを着実に推進すること。

5 米政策全般における需給調整対策

- (1) 米需給調整の実効性確保に向け、米政策全般にわたる総合的な対策を実施すること。
 - ① ミニマムアクセス米は、主食用や加工用米の需給に影響を与えない対策を講ずること
 - ② 備蓄は、主食用以外へ振り向けることを前提とした、いわゆる棚上げ備蓄方式を導入すること
- (2) 戸別所得補償制度の導入に当たっては、平成22年産米の需給均衡への影響が懸念される過剰米について、非主食用へ仕向ける緊急措置を講ずること。

3 7. 農林水産業における「担い手育成」と「産地づくり」 について

農林水産業の体質強化を図るため、「担い手の育成」と「産地づくり」に関する施策の充実を図るよう要望します。

1 地域農業を支える担い手の育成・確保の支援

- (1) 地域内の合意形成の促進や、地域の実情に即した営農確立など、地域内の多様な農業者が、それぞれの特徴を生かして参加できる集落営農の確立を誘導するための支援策を講ずること。
- (2) 農業法人等で就業する新規雇用者が、加工や販売等の経営スキルを習得するためには長期間を要することから、「農の雇用事業」において、6次産業化に取り組む場合の助成期間を最大3年間に延長すること。

2 農地制度改革の推進

住民に身近な行政は地方自治体が実施するという地域主権推進の観点から、農地転用許可権限については、国が有している4haを超える農地転用許可権限を、都道府県知事に移譲するとともに、2haを超え4ha以下の農地転用許可に関する国への協議を廃止すること。

3 林業事業体の育成強化

我が国の森林・林業を再生するため、林業事業体の雇用の安定化や就労環境の改善などを通じ、他産業並みの事業体に育成できるよう、総合的かつ具体的な対策を早急に講ずること。

4 森林整備に対する助成制度の拡充

地球温暖化防止に貢献し、低炭素社会に不可欠な循環資源である森林を持続的に経営していくため、再造林や間伐の森林所有者負担を軽減する、定額助成方式の補助制度を創設すること。

5 サケ及びヒラメ栽培漁業の安定化・効率化

- (1) サケ資源を安定的に造成するため、稚魚放流に必要な経費について引き続き助成するとともに、地球温暖化によるサケの成育環境に対する影響についての調査研究を一層充実すること。
- (2) ヒラメ種苗を効率的に生産するため、太平洋北海域をエリアとした広域連携による種苗生産体制の構築を促進するとともに、構築に必要な経費について助成措置を講ずること。

6 大型クラゲによる定置漁業被害への支援措置

- (1) 漁業協同組合等が行う大型クラゲの洋上駆除等を支援する「有害生物漁業被害防止総合対策事業」の助成対象基準を緩和すること。
- (2) 大型クラゲの発生要因の早期究明と、比較的駆除が容易と考えられる発生初期における駆除対策の強化・充実を図ること。

38. 農地・森林・水産基盤の整備及び保全について

農林水産業を地域振興の基盤となる産業として確立するため、農地・森林・水産基盤の整備及び保全に関する施策の充実を図るよう要望します。

1 農山漁村地域整備交付金の予算確保と制度の充実

- (1) 生産性・市場性の高い産地形成や快適で安全に暮らすことのできる農山漁村を確立するためには、遅れている生産基盤や生活環境施設の加速的整備が必要であることから、地域ニーズに的確に応えうる十分な予算を確保すること。
- (2) 本交付金のメリットである“地域のニーズに即した柔軟な事業展開”の一層の充実に向け、整備計画間の予算の融通や、効果促進事業の対象の拡大など、実施主体の判断のもと、本交付金がさらに弾力的に運用できるよう制度を充実すること。

2 食料自給力向上に向けた農業・農村の基盤づくりの計画的な推進

- (1) 我が国の食料供給基地を目指している本県においては、水田整備率が全国平均より13%も低いなど生産基盤の整備が立ち遅れていることから、米はもとより、麦・大豆など、土地利用型作物の生産拡大や品質向上とともに、意欲ある農業者への農地利用集積の加速化に向け、地域特性に応じた水田の区画整理や排水対策などを総合的に推進すること。
- (2) 農業用水の安定供給や効率的な農産物流通を維持していくため、次々と耐用年数を迎えている農業水利施設や農道について、適切なストックマネジメントによる、計画的な予防保全・補修・更新などの長寿命化対策を強化するとともに、地域の水循環の中核を担う中規模（県営事業クラス）のダムや揚水機場等の保全管理に対する支援制度を創設すること。

- (3) 農地・農業用水等の地域資源や自然環境の保全活動を通じ、農業・農村が有する多面的な機能の維持・増進とともに、農村コミュニティの再生にも寄与していると評価の高い「農地・水・環境保全向上対策」を恒久的な制度とし、新たな“結いづくり”を促進すること。
- (4) 農地や農業用施設は、我が国の食料生産に不可欠なインフラであり、その防災対策は、国民の生命・財産を守り、国土を保全するものであることから、これまで以上に国の財政的な支援を強化すること。

3 県有林の経営改善に向けた支援

- (1) 平成17年度から19年度まで、林業公社支援策として認められていた旧農林漁業金融公庫資金の任意繰上償還を再開するとともに、県有林事業で借り入れている公庫資金においても同様の措置を講ずること。
- (2) 平成21年度から、県が林業公社の債務を引き受けた場合、引き受けに係る利子相当額は特別交付税措置の対象とされたところであるが、県有林事業においても同様の措置を講ずること。

4 「森林・林業再生プラン」の実現に向けた森林整備・保全のための目的税の創設

「森林・林業再生プラン」の実現のためには、森林の適切な整備、保全による、森林の有する多面的機能の持続的発揮が必要であり、それを確実にするために、管理不十分な森林の整備を全額国費で行う制度を早期に構築し、その財源を確保するための目的税を創設すること。

5 松くい虫被害対策の強化

- (1) 本県は、太平洋側の被害先端地域であり、これ以上の松くい虫被害の北上を阻止するため、被害対策予算を重点的に配分すること。
- (2) 森林整備事業の松くい虫被害対策で行う被害木及び不良木等の駆除が、公益性の高い森林のみならず、全てのマツ林を対象に実施できるよう制度を拡充すること。

6 強い水産業づくり交付金の予算枠の拡大と採択要件の緩和

チリ地震津波により養殖施設に甚大な被害が生じているが、今後、災害に強い養殖施設の整備など、生産基盤の整備を推進する必要があることから、強い水産業づくり交付金の予算枠の拡大と採択要件の緩和を行うこと。

39. 農林水産物に関するWTO及びEPA交渉について

農林水産業に関するWTO交渉及びEPA交渉に当たっては、我が国の農林水産業が健全に発展できる貿易ルールが確立されるよう最善の努力を尽くすよう要望します。

1 交渉に臨む姿勢

WTO交渉及びEPA交渉に当たっては、農林水産業の持つ多面的機能の維持・増進、我が国の食料安全保障の確保及び国内における農林水産業の構造改革の取組への影響等を十分に配慮し、我が国の農林水産業が健全に発展できる貿易ルールが確立されるよう最善の努力を尽くすこと。

2 WTO交渉

- (1) 農業交渉では、各国の事情に応じた「多様な農業の共存」を基本とし、食料安全保障などの非貿易的関心事項の適切な反映等を内容とする我が国の提案に即し、一律的な上限関税の設定や大幅な関税割当数量の拡大が行われないよう、また、十分な重要品目の数が確保されるよう交渉に当たること。
- (2) 林水産物交渉では、有限な天然資源の持続的利用の観点に立ち、各国の実情に応じた品目ごとの柔軟性を確保したルールの確立に向け、林水産物を関税撤廃の対象外とするとともに、水産物の輸入割当制度が堅持されるよう交渉に当たること。
- (3) とりわけ、水産物交渉では、水産資源の保存及び持続的利用や漁村の社会資本整備などに資する漁業補助金が、原則禁止とされないよう交渉に当たること。

3 EPA交渉

EPA交渉では、国内農業はもとより地域経済に対する影響を及ぼさないよう交渉に当たること。

特に、日豪EPA交渉において、米、小麦、牛肉、乳製品など我が国の重要品目の関税が撤廃されれば、今後のWTO交渉及び米国、EU等とのEPA交渉への大きな影響が懸念されることから、これら重要品目が関税撤廃の対象から除外されるよう、強い姿勢で交渉に当たること。

40. 地方競馬の経営安定に向けた対策の拡充について

地方競馬の公正かつ円滑な実施及び馬の改良増殖等の畜産振興を目的とした地方競馬全国協会への交付金制度は、交付期限の延長等の特例措置はありますが、原則として、地方競馬主催者は、売得金額に応じて、売得金額に一定率を乗じた額を交付する仕組みとなっています。

岩手県競馬組合は、多額の累積赤字を抱え、毎年度の収支均衡が事業存続の条件とされている中で、徹底した経費の見直しや業務の効率化に努めていますが、近年の発売額の減少により、厳しい事業運営が続いており、必要な施設・設備の改修・更新なども、計画的に進めることが困難な状況にあります。

つきましては、地方競馬主催者が、厳しい経営環境の中で、将来の経営安定につながる積極的な取組を展開できるよう要望します。

地方競馬の経営安定に向けた対策の拡充

地方競馬全国協会においては、地方競馬主催者の経営動向等を踏まえ、地方競馬の経営安定に向け、発売額の向上やコストの縮減に資する対策を一層拡充すること。

特に、地方競馬全国協会への交付金については、現行の特例措置の適用拡大や、交付金の減免制度の創設等により、累積赤字を有するなど経営状況が逼迫している地方競馬主催者に対する交付金の軽減措置を講ずること。

4 1. 道路整備事業の促進について

本県は、首都圏の一都三県に匹敵する広大な面積を有しており、移動手段を自動車交通に依存している状況にあります。道路は、県民生活や経済・社会活動を支える最も基礎的な社会基盤のひとつであり、救急医療機関へのアクセスの向上や災害時における救援物資等の輸送の確保、地域間の交流・連携の促進を図るなど、県民の安全で安心な暮らしを守り、活力ある地域社会の形成を図るためには、高規格幹線道路をはじめとする幹線道路ネットワーク等の整備が必要不可欠であることから、次の事項について、要望します。

1 高規格幹線道路等の整備促進

(1) 格子状骨格道路ネットワークの整備促進

県土の骨格を形成する高規格幹線道路などの格子状骨格道路ネットワークは、地域の活性化を図るうえで極めて大きな役割を担っているが、未整備区間が多く残されていることから、国の責任において着実に整備すること。

- 東北横断自動車道釜石秋田線の整備促進
- 三陸縦貫自動車道、八戸・久慈自動車道の整備促進
- 三陸北縦貫道路、宮古盛岡横断道路、盛岡秋田道路の整備促進

(2) 直轄道路の整備促進

内陸における地域間交流を促進し、快適・安全な生活を支えるため、直轄道路の整備を促進すること。

- 一般国道4号の整備促進
- 一般国道46号の整備促進

(3) スマート IC の整備促進

高速道路の利便性を高め、平泉の文化遺産の世界遺産登録（平成 23 年 7 月）や地域医療等を支援するため、スマート IC の整備に必要な財源を確保したうえで、整備を促進すること。

(4) 一般国道 106 号の指定区間編入

「岩手、秋田を結ぶ地域連携軸」を一層強化するため、格子状骨格道路ネットワークを形成する一般国道 106 号を指定区間に編入し、一般国道 46 号等と併せ、国で一体的に管理すること。

2 道路事業における総合的な評価の実施

費用便益分析については、これまでの 3 便益に「救急医療における効果」や「災害等による通行止め」、「冬期の交通状況」等を加えた便益を用いるとともに、現在価値化する際の社会的割引率を近年の市場実態に即した値とすること。

また、道路の事業評価に当たっては、費用便益比 B/C のみによって事業の採否や継続の可否を決めるのではなく、地域の実情を十分考慮し総合的に判断すること。

4 2. 防災施設整備事業の促進について

本県は、河川の整備率が未だに低く、また、地形的・社会的要因から多くの土石流危険渓流や急傾斜地崩壊危険箇所を抱えています。自然災害等に対する県民の不安を軽減し、県民の安全で安心な暮らしを実現するためには、防災施設の整備が必要不可欠であることから、次の事項について、要望します。

1 直轄河川改修事業の促進

北上川は沿川に県内の資産の多くが集中しているが、平成14年7月の台風6号や平成19年9月の二度の豪雨等、大規模な出水による被害が相次いで発生していることから、県民が安全で安心できる県土づくりを推進するため、直轄河川改修事業の完成時期が遅れることがないように、引き続き整備促進を図ること。

- (1) 北上川上流河川改修事業及び一関遊水地事業等の促進
- (2) 一関・川崎地区土地利用一体型水防災事業の促進

2 直轄砂防事業の促進

平成20年6月の岩手・宮城内陸地震により発生した大量の不安定土砂や岩手山の火山活動等による土砂災害の発生が懸念されることから、被害の防止・軽減を図るため、直轄砂防事業の完成時期が遅れることがないように、引き続き整備促進を図ること。

- (1) 八幡平山系直轄火山砂防事業の促進
- (2) 栗駒山系直轄特定緊急砂防事業の促進

4 3. 重点港湾の選定と港湾・海岸整備事業の促進について

本県の産業を支える物流拠点づくりや地域の産業振興に資する観光・交流拠点づくりのための港湾整備を推進するとともに、本年2月にチリ中部沿岸で発生した地震による津波をはじめ、過去に甚大な被害を受けてきた津波から県民の生命・財産を守るため、次の事項について、要望します。

1 重点港湾の選定

国では、直轄港湾整備事業の選択と集中を図るため、地域拠点性や貨物取扱量実績などにより、重要港湾 103 港から重点港湾 40 港を選定し、新規の直轄港湾の着手を絞り込むとしているが、重点港湾の選定にあたっては、荒天時の避泊や津波被災後の物流確保の観点から、港湾の安全性の高さにも十分に配慮し、本県の大船渡港を選定すること。

また、大船渡港の湾口防波堤は老朽化が進み、その改良にあたっては、直轄港湾整備事業による緊急な対応が必要であることから、早急に事業化を図ること。

(1) 大船渡港の重点港湾への選定

(2) 直轄港湾整備事業による大船渡港湾口防波堤の改良

2 直轄港湾・海岸整備事業の促進

産業を支える物流拠点づくりなどを推進するとともに、過去に甚大な被害を受けてきた津波から県民の生命・財産を守るため、直轄港湾整備事業の完成時期が遅れることがないように、引き続き整備促進を図ること。

(1) 久慈港湾口防波堤の整備促進

(2) 宮古港竜神崎防波堤の整備促進

4 4 . ダム建設事業の促進について

洪水から県民の生命・財産を守り、安全で安心な暮らしを実現するため、次の事項について、要望します。

1 直轄ダム建設事業の促進

胆沢ダム建設事業は、胆沢川や北上川沿川の洪水被害の軽減、水道用水やかんがい用水の確保、発電等を目的に実施されており、本県の発展や県民の安全で安心な暮らしの実現のために極めて重要であることから、完成時期が遅れることがないように、引き続き整備促進を図ること。

2 県営ダム建設事業の推進のための予算の確保

本県のダム建設事業は、条例に基づき、外部の有識者や県民の意見を聞きながら客観的な評価を行ったうえで実施している。今後、国の要請に基づいてダム事業の検証を行うこととなるが、検証結果に対する地域の判断については、国として最大限尊重すること。

また、ダム建設による洪水被害の防止や水資源の確保などの整備効果を早期に発現させるため、整備を推進するための予算の確保を図ること。

(1) 築川ダム建設事業の推進

(2) 津付ダム建設事業の推進

45. 名古屋圏との航空ネットワークの確保について

岩手県のほぼ中央に位置するいわて花巻空港は、県内唯一の空の玄関として、本県内外を結ぶ人や物の交流を支えております。

また、本県では、近年、自動車関連産業をはじめとした企業誘致等による産業振興や、平成 23 年度の世界遺産登録を目指している平泉の文化遺産などの恵まれた観光資源を生かした観光振興に力を入れているところであり、いわて花巻空港の航空路線は、こうした施策の展開に欠かせないインフラでもあります。

中でも、いわて花巻～名古屋線については、近年、本県での自動車関連産業の集積等に伴い、本県と名古屋圏との経済交流が活発化している中で、今後の一層の企業誘致や生産の拡大などを支える路線として、極めて重要な役割を担ってきたところです。

こうした中、いわて花巻～名古屋（中部国際）線が本年 5 月 6 日から運休されたことにより、本県と名古屋圏との航空ネットワークがなくなり、本県経済や県民の利便性に多大な影響が出ているところでもあります。

つきましては、次の事項について、要望します。

1 名古屋圏との航空ネットワークの確保

日本航空からは、旅客数 100 人以下の小型機で県営名古屋（小牧）空港から運航した場合には、収支採算上運航可能との説明をいただいていることから、本県と名古屋圏との間の航空ネットワークの確保が円滑に行われるよう、適切な支援を行うこと。

46. 地方の社会資本整備を推進するための予算の確保 について

平成 22 年度政府予算において、地方にとって自由度が高く、創意工夫を活かせる総合的な交付金として、「社会資本整備総合交付金」が創設されましたが、本県への公共事業予算の配分額は、対前年比約 24% の大幅な減少となったため、県民の安全で安心な暮らしを守る防災施設等の整備や、物流を支える幹線道路ネットワークの整備、老朽化した橋梁等の社会資本の維持管理など、本県にとって必要な社会資本を適切に整備し、維持管理していくための予算が十分に確保されていない状況にあります。

つきましては、次の事項について、着実に推進するための予算の確保を要望します。

1 道路事業の推進

内陸と沿岸を結ぶ道路や高規格幹線道路 IC へのアクセス道路など、物流を支える幹線道路ネットワークの整備とともに、広域的な観光や圏域を越える交流・連携の促進、ひとにやさしいまちづくりのための道路の無電柱化、日常生活を支える安全な道づくりなど、一般国道や県道の整備を推進すること。

2 河川・砂防事業の推進

家屋等の浸水被害が近年発生した区域の災害防止や、都市部等における予防的な治水対策、土石流危険渓流や急傾斜地崩壊危険箇所などにおける土砂災害対策など、災害に強い県土づくりを推進すること。

3 都市基盤整備事業の推進

都市部において円滑な交通を確保し、良好な市街地形成を図るとともに、安全で安心な都市生活と機能的な都市活動を支えるため、盛岡南新都市地区開発整備事業をはじめとする土地区画整理事業や街路事業等の都市基盤施設の整備を推進すること。

4 港湾・海岸事業の推進

県内の産業を支える物流拠点や地域の産業振興に資する観光・交流拠点づくりを進めるとともに、過去に甚大な被害を受けてきた津波から県民の生命・財産を守るため、港湾や海岸保全施設の整備を推進すること。

5 住宅整備事業の推進

県民の暮らしを守る住宅セーフティネットを確保するため、公営住宅の改善や老朽化した公営住宅の建替などを計画的に推進すること。

6 適切な維持管理の推進

老朽化した橋梁、河川・海岸施設、下水道などの社会資本について、良好な状態を維持し、安全性・信頼性の確保を図るため、維持管理計画に基づく適切な維持管理を推進すること。

4 7. 浄化槽整備事業の推進について

本県は、中山間地域を多く抱えていることから、健全な水循環を確保するため、生活排水対策として浄化槽の計画的、効率的な整備に取り組んでいますが、浄化槽の普及率は計画の半分程度であり、今後、一層の普及促進が必要となっています。

このため、税收減や交付税の落ち込み、福祉負担の増加などにより一段と厳しくなっている市町村財政を支援し、浄化槽の更なる整備促進を図るため、次の事項について要望します。

1 浄化槽市町村整備推進事業の助成率の引上げ及び事業要件の緩和

市町村が設置する浄化槽は、公共施設とみなされるものであることから、事業の助成率を1／3から、下水道等と同じ1／2に引き上げること。
また、設置基数要件は要件を満たすことが困難であることから廃止すること。

2 浄化槽設置整備事業（個人設置型）の助成率の引上げ

厳しい財政状況下にある市町村が、独自のかさ上げ補助を実施して浄化槽の普及促進に努めている現状に鑑み、事業の助成率を1／3から1／2に引き上げること。

3 浄化槽の維持管理に対する公的助成制度の創設

浄化槽が適正に維持管理され、公共用水域の水質保全が図られるよう、法定検査費等の維持管理費について、公的助成制度を創設すること。

4 浄化槽施設の災害復旧事業にかかる補助率の引上げ

災害復旧事業の補助率1／2を、下水道等の公共施設と同じ2／3に引き上げること。

48. 農業集落排水施設の災害復旧事業における補助の拡大について

農業集落排水施設の災害復旧事業の補助率は、現行では1/2であり、下水道等の他の公共施設と比べて低い状況となっています。平成20年6月14日に発生した岩手・宮城内陸地震では、施設が被災し、市町村に多大な負担が発生したことから、今後、高い確率で発生が予想されている宮城県沖地震に際して、市町村の財政負担増加が懸念されるため、次の事項について要望します。

1 農業集落排水施設の災害復旧事業にかかる補助率の引上げ

農業集落排水施設は、公共施設とみなされるものであることから、災害復旧事業の補助率を下水道等の公共施設と同じ2/3に引き上げること。

49. 「平泉の文化遺産」の世界遺産登録について

「平泉の文化遺産」が、確実に世界遺産に登録されるよう要望します。

「平泉の文化遺産」の世界遺産登録

「平泉の文化遺産」については、平成20年7月の第32回世界遺産委員会における登録延期の決定を受け、再推薦に向けた取組が進められ、今年1月に推薦書が提出されたところであるが、平成23年に確実に登録されるよう、特段の配慮をすること。

また、今回、再推薦を見合わせることにした構成資産について、追加登録が実現されるよう、特段の配慮をすること。

50. 高校生を対象とした奨学金制度の拡充について

現下の経済・雇用情勢の悪化に伴い、高校生を対象とした奨学金制度への希望者が急増しています。このため、経済危機対策臨時交付金による基金のみでは財源措置が極めて不十分であることから、生徒が安心して勉学に打ち込めるよう、安定的な財源対策を講じられるよう要望します。

また、低所得層の家庭の高校生を対象とした、給付型の奨学金制度の創設を要望します。

1 貸付金に係る財源措置

奨学金の返還金は、貸付金の原資となるものであるが、返還までに相当の期間を要するとともに、近年の奨学金希望者の増加に伴い、貸付金の原資の確保に苦慮していることから、貸付金の原資となる財源の安定的かつ十分な措置を講じること。

2 給付型の奨学金制度の創設

低所得層の家庭は、授業料無償化の直接的な恩恵がないことから、家庭の経済状況に左右されずに安心して学業に専念できるよう、低所得層の家庭の高校生を対象とした給付型の奨学金制度を創設すること。

5 1. 新たな定数改善計画の策定について

今日的な教育課題の解決に向けた個に応じたきめ細かな教育を実施するため、また、多様な高校教育の展開に対応するため、新たな定数改善計画の策定を要望します。

新たな定数改善計画の策定

平成 18 年度に予定されていた小中学校の第 8 次教職員定数改善計画は見送られたところですが、さらに個に応じたきめ細かな指導の徹底及び新学習指導要領の円滑な実現のために、新たな定数改善計画を早期に策定し実施すること。

また、高等学校の第 7 次定数改善計画については、計画案等は示されていないところですが、多様な高校教育の展開に対応するため、新たな定数改善計画を早期に策定し実施すること。

5 2. 公立小中学校の地震補強事業における財政支援制度の拡充について

学校施設の耐震化には、多額の財政負担を必要としますが、市町村においては依然として厳しい財政状況にあり、校舎等の耐震化が進まない状況にあることから、公立小中学校施設の耐震化を促進するため、財政支援制度の一層の拡充を図るよう要望します。

地震防災対策特別措置法の改正による特別措置の拡充

学校施設の耐震化事業に対する「補助率の嵩上げ」及び「地方財政措置」が平成 22 年度までであることから、平成 23 年度以降も継続すること。

また、学校施設の耐震化事業に対する「補助率の更なる嵩上げ」「補助率適用範囲の拡大」及び「地方財政措置の更なる拡充」を図ること。

5 3. 日本列島北部の文化に関する研究機関の設置について

奥州藤原氏による平泉文化に代表される日本列島北部の歴史や文化に主題をおいた国立博物館など、調査研究・資料収集・保存・展示公開等を目的とした総合的な研究拠点施設を、平泉町に設置することを要望します。